

第七回 参議院農林委員會會議錄第十三号

昭和二十五年三月十四日(火曜日)午後一時五十分開会

本日の會議に付した事件

○開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○肥料配給公団令の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(楠見義男君) それでは只今から委員會を開会いたします。

本日の予定は、最初にこの委員會に本付託になつております開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案、これの提案理由を聴き、次いで予備付託になつております食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由を伺うことにいたします。この提案理由を伺いました後、同じく先日提案理由を伺いました肥料配給公団令の一部を改正する法律案に關連いたしまして、肥料事情について政府から説明を聴取いたします。

尙最近GHQの方から、日本の食糧事情なり、或いは今後の農政に極めて重大なる關係のある事項について、日本政府に申入れがあり、それに対して、昨日でありましたか、新聞に載つておりますように、安定本部からGHQに回答がなされておりますので、その間の事情等の説明聴取をする予定にしております。

それでは最初に開拓者資金金融通法の

一部を改正する法律案につきまして、提案理由の説明を伺います。

○政府委員(坂本實君) 開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

御承知の通り、政府は、昭和二十二年に成立いたしました開拓者資金金融通法に基づき、開拓者の営農資金、住宅資金及び共同施設資金を貸し付けて参りましたが、本年度の貸付を完了いたしました。その貸付額は、営農資金四十五億圓、住宅資金五億九千萬圓、共同施設資金一億六千万圓、合計五十二億五千万圓に達するものであります。

以上各種資金の貸付によりまして、資力の乏しい開拓者が、直営農資材や住宅や、更に又共同加工施設を入手する機会を得まして、開拓地營農安定の基礎を着々と作りつつあるものと信ずる次第であります。

さてかように貸し付けて参りました資金も、その一部は据置期間を経過いたしました。本年度には共同施設資金の第一回の年賦償還が始まるのであります。この年賦金の償還につきましても、現行法では米価の変動に応じて必ず年賦金額を増減する仕組みとなつております。現行法では、現状において年賦金の増額は適當でありませんので、この際この増加を為さない方針とし、開拓者の経済状態に即応して適切な運用を為し得るように規定を改正したいと存する次第であります。又政府は先に各省の所管する審議會につきまして、

その一部を廃止する方針を決定いたしましたのであります。この方針に基づきまして、現行法で設置してありますところの中央開拓審議會を廃止することとしたのであります。

以上が、この法案の趣旨と内容の概略であります。何とぞ御審議の上御協賛あらんことを、切望いたす次第であります。

引続きまして食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この度の改正法律案の骨子は、大別しまして二点となるのであります。第一には芋類の政府取扱方式の改正でありまして、第二には食糧配給公団關係の改正であります。

先ず第一の点の御説明を申し上げます。

政府は、芋類につきまして昭和十六年以来その増産を奨励し、農家も亦この施策に協力し積極的に他の作物を転換して芋類の増産に努められたため、これが終戦の前後を通じて再三の食糧危機突破に大きな役割を果たして来たことは御承知の通りであります。然るに終戦後すでに四年を超える期間を経過いたしました。その間わが国の食糧事情は国内食糧生産の回復と輸入食糧の増加によりまして、漸次安定の度を加へまして、芋類につきましては特に昨秋以降一部配給辞退が起るなど、供給が需要を上廻る兆候すら現れたのであります。この事実を徴しまして、芋類につきましては必ずしも米麦

と同様の事前割当制を中心とした厳格な生産、集荷、配給、使用又は消費の統制を必要としない段階に立至つたと認められたので、政府は種々検討の結果、旧臘一日から生産者の供出完了後における自由販売を中心として、その統制を緩和致しましたことは御承知の通りであります。本年産の芋類につきましても、食糧需給の点及び政府財政の点から見ますと、従前の統制管理は原則として廃止するのが適策であろうと考えるのであります。一方芋作農家の実状及び日本農業の健全な維持発展の上から見ましても、何等政府が買上げ等による措置を講ぜずして、一挙に芋類について自由放任に致すことは、芋作農家に対して思わぬ打撃を與える虞れがあります。上、輸入食糧が必ずしも予定通り確保できるとは限らぬ現状を考慮いたしますと、芋類の生産が急に減りますことは、広く國民経済的な見地から見ましても、適切ではないと考えられるのであります。そこで政府は今般二十五年産の芋類につきまして、適當と認められる政府の買入を繼續することに致したいと考えている次第であります。而して今般の芋類の政府買入繼續の目的は以上方式についても従来通りの米麦同様の強制力を伴つた生産供出割当方式を採りますことは、當を得ないことと考えられますので、この際芋類につきましては食糧確保臨時措置法の適用からこ

れを除きますと共に、食糧管理法の上におきましても米麦とは分離の上、芋類につき新たな政府買入方式を設定することに致したのであります。

即ち、新たな政府買入方式としましては、先ず政府が芋類の生産者から政府に対する売渡の申込がございました場合に買入れる予定量を予め生産者に指示を致します。この指示に当りましては、都道府県別に生産者の公平を期しまして、都道府県別の過去の生産実績、今後の見込と都道府県別の買入予定数量を基礎と致しますと共に、財政事情や食糧管理特別会計の現況を考えまして、政府買入を予算の範囲内に収めるように数量を定めることと致したのであります。この指示は生産者に対して芋類を政府に売渡す義務を課するものではなく、飽くまで政府の買入予定数量の明示でありまして、この指示数量の範囲内で、政府は生産者がその意思により政府への売渡申込があつたものを買入義務を持つのであります。従つて政府が買入予定数量の指示をした後に、予算上又は需給上の都合で、政府が一方的にこの買入を打ち切るというやうなことがなると、折角の政府買入繼續も却つて農業経営に影響を與えることとなりますので、政府指示数量の範囲内で売渡の申込のあつたものは、必ず政府がこれを買入れなければならない制度とした次第であります。

次にこの場合の政府の買入価格につきましては、供出米麦等の政府買入価

格並びに芋類の需給事情を参酌して、適切にできるだけ早く決定することとしたのであります。

以上が芋類の政府買入に関する規定の要点であります。その手続の詳細につきましては、政令以下に委任致しまして、農家の実情に即するよう措置することと考えております。この方式によりまして本年は一、二等甘藷及び畑作馬鈴薯について、四億貫の政府買入予定数量の指示を行ひ予定でありまして、これは総合配給に充当する方針であります。

向、従来芋切干及び芋粉につきましては、米麦と同様の取扱を致して参つたのであります。今般の生芋類の措置に鑑みまして、これは妥当でないと考えられますが、公団手持品等の処理上から主要食糧とする必要があり、関係上、暫定的に政令で定める主要食糧として政府及び食糧配給公団が売買できることとしたわけであります。

次に第二の改正点を御説明申し上げます。御承知の通り食糧配給公団は、昭和二十三年二月に設立されたものであります。これは当時の逼迫した主要食糧の需給事情並びに私的独占排除の要請に基いて、強力な一手買取販売による統制を実施する政府機関を必要としたためであります。然しながら最近における我が国経済の推移並びに食糧事情の好転に照致しまして、主要食糧の統制は尚依然として続ける必要があると存するのであります。その統制機構につきましてはその簡素能率化を図り、国家財政の負担を軽減し、民間事業の自主性を回復すると共に公正な競争を促進し、併せて消費者の利便を増大いたしますことが要請されるに至

つていと認めるのであります。ここにおきましてその総合配給の末端配給機構や消費地卸売機構、精米施設等につきましては、必ずしも公団の直營方式を存続する必要がなく、その他の機構については新らしい情勢に応じて簡素化の余地があると思われ、主要食糧の円滑な配給に支障がないことを旨としながら、適時に逐次その機能を民間事業に委譲し又は機構の縮小を図つて行く方針であります。

今般の改正案は以上の方針を具體的に実施に移すため差当り必要な最少限の法的措置を規定したものであります。

即ち、先ず現在食糧配給公団は、本年四月一日を以て解散のことと定められております。その明四月一日まで一ヶ月間延長いたします。その間に逐次円滑な整理解体の遂行を図ることとしたのであります。次にこの過程において新たに誕生致し参ります小売乃至卸売の販売業者につきまして、都道府県知事は配給計画の実施に關して必要な事項を、食糧配給公団及び市町村長に對しますと同様にこれに指示致しまして、消費者への配給が中央で策定いたしました計画通り実施されるよう、法的にも保証されることと致したのであります。又この販売業者の主要食糧の売買は購入券制度を適用致しまして、これらの販売業者は、購入券によらなければ主要食糧を売買してはならないことと致しております。更に現在食糧配給公団の役職員は、關係企業である保管、加工、輸送の株式取得を禁じておりますが、公団存続中の今後におきます販売業者の発生に伴ひまして、これに販売を加え

その間の非違の防止をしたわけであり

向、食糧配給公団の存続期間を一ヶ月延長し、間に於きましても、業務運営を支援ならしめることは必要なこととあります。現在兎角不足がちな什器備品、運搬具等の取得につきまして、その最少限度の調達に充當するたのめ基本金を九千万円増額して過去の分を併せ、基本金を二億七千万円に致したいと考へるのであります。

食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由の概略は、只今申し述べた通りでございますが、何とぞ慎重御察議の上速やかに御可決賜りますよう切に希望いたします次第であります。

○委員長(楠見義男君) それでは先程申上げましたように、これから肥料事情につきまして政府の方から説明を伺うことにいたします。

安定本部それから農林省、通産省、それ〴〵から關係官が見えておりますから、説明を伺つたあとで御質疑がありますれば、どうぞ御質疑をお始め頂きたいと思ひます。

それじや安定本部の生産局の前谷次長から需給事情についての説明を伺います。

○羽生三七君 ついでに国内事情の外に、問題になつておる司令部の要請問題についても、併せて御報告頂きたい。

○政府委員(前谷重夫君) それでは肥料の需給事情について申し上げます。御手許に農林省から案が配られておると思ひますが、肥料の需給事情は国内生産におきまします見通しの問題、それから

輸入の見通しの問題等で、その後の情勢によりまして、御手許に差上げました資料と多少変つた点もございますので、その点お含みの上お聞取りを願ひたいと思ひます。本年度、本肥料年度におきましては、本年の六月までの計画でございますが、御手許にございいますように、窒素肥料につきましては、配当計画をいたしまして、百九十七万トンの配当計画をいたしたわけでございいます。これは例えば反当稻肥について、七貫というふうなことで配当計画を拵えたわけでございいます。その配当計画の内訳となつておりますものは……。

○岡村文四郎君 幾らですか。もう一度。

○政府委員(前谷重夫君) 百九十七万トン……それです。その内、国内の生産をいたしましては、百六十一万トンを国内の生産と見たわけであります。その生産の中には、約五万八千トンの繰越しも入つておりますからして、今年度の国内の現実の生産見込というものは、百六十一万トンから五万八千トンを引きました残り、本年度の生産見込、百五十五万トン程度でございます。その程度のものが生産見込と、かように考へたわけであります。それと輸入の需給を繰越しを合せまして、三十五万三千トン、こういふふうな考えまして、トータル百九十七万トンの配当計画を以ちまして、本肥料年度の配給に當つておるわけでございいます。ところがその後の事情の変化を申し上げますと、大体本年度も昨年度同様に、又はそれ以上に、十月或いは一三の洪水期における電力事情が、非常に豊水のために、硫安、石灰窒素の生産も非常

に順調に参りました。そこでこの後四月から六月までの生産があるわけでありまして、この期は豊水期でございいますので、大体予定通りの生産は、月十二万トン近くでございいます。硫安につきましては、その程度の生産はあります。このいふふうな予定いたしましたしまして、硫安におきまして約十万吨の生産増加、この肥料年度の当初予定よりも増加いたしましたわけでございいます。向石灰窒素におきましても、約三万四千トンの増加が見込まれます。その内、国内におきまして約十三万トンのものが余計にできた、こういう形になつたわけでございいます。石灰窒素の増産は電力の事情もございいます。同時にシアン・カーバイドが売行不振のために、そのカーバイドが石灰窒素の原料として余計廻つたというふうな点も増産に寄與してゐるところが多いのであります。国内の面におきまして十三万トン程度の増加がありました。これは、それでは輸入がどうなつてゐるか、この問題でございいます。輸入は当初硫安換算で三十二万トン持越しの三万三千トンを入れます。三十五万三千トンの供給計画を立てたわけでございしますが、この二月までに硫安換算にいたしました。そこで三月がどうかと申しますと、大体三分といたしまして硫安が三隻と、硫安三隻が現在配船が決定いたしました。従ひまして約七万トン程度のものが三月にも入るわけでございいます。はつきりとした見通しをいたしましては、約三十七万トン、予定計画よりも五万トンオーバーした

状態になっております。そこで四月以降の配船がどうなるかということを見て見るわけでございしますが、これはまだ配船計画が決定いたしておりませんので、非常に不確定でございしますが、過去の実績等から見ますと、大抵最高の月において大体四隻くらいのもが入つておるといふふうに考えられますので、先ず四月から六月までに亘りまして、四隻くらいのもが入るだらう。毎月四隻といたしまして、約十二隻、十隻から十二隻くらいのもが仮に入らるだらう。これは非常に不確定でございまして、推定にしか過ぎませんが、この四月以降に各月四隻くらいのもが入るだらうということになりますと、トータルとしまして、総輸入が約五十万トン弱でございしますが、五十万トン弱ぐらゐのものになる計算になるわけでございします。そういたしますと、輸入におきまして、十七万トン程度のものが予定よりも殖えて来る。こういうことになりまして、全体といたしまして、大体三十万トン程度のものが今年の当初の予定計画よりも殖えるというものが、現在の我々のまあ見込でございします。勿論四月以降の配船がどうきまるかというふうなことは、非常に不確定でございします。で、三月までの現実を基礎にいたしますと約十八万トン程度のものが予定計画よりも殖える。四月以降も輸入が過去の実績の程度に月四隻くらいずつ入るといふことになりまして、十二万トン程度殖えまして、三十万程度のものが今年の当初予定よりも殖えて来る。こういうことに大体なるのではないかと考えられるわけでございします。そこでこの三十万トンの特越しに対する関

係でございしますが、現在我々いたしましては、農林省とも連絡いたしまして、大体九万トン程度のものの追加配当をしてはどうかということをお考えをいただいております。我々のこの三十万トン、最高三十万トンでございしますが、予定より殖えしたものににつきましては、大体十万トンから九万トンくらいのもを追加配当してはどうかというところで、目下農林省におきまして、各府県に対して需要量を調査いたしておる次第でございします。そこでこの春肥を控えまして、追加配当をいたすと同時に、その残余は次の期に持越す、こういうことになるわけでございしますが、それでは二十五肥料年度と申しますか、今年の七月から来年の六月までの肥料年度の状況はどうかということが問題でございしますが、この二十五肥料年度につきましては、まだ国内におきまして生産計画も立つておりませんが、大体百八十万トンから百八十五万トンのものは国内で生産可能ではなからうか、今年が約百六十五、六万トンでございしますが、それに対して百八十五万トンくらいのもはできるのではなからうか。勿論肥料は電力事情によりまして、豊水渇水等の影響を受けることが非常に甚しいわけでございします。その点が今後の問題でございしますが、一応その程度のものが国内生産として予想されるところで、需要の關係がどうであるかということもございしますが、これは農家の購買力とも連関いたしまして、なか／＼どの程度が最大の有効需要であるかという点については明確にいたし得ないのでありまして、先般も農林省におきまして調査いたしたところによりまして、

窒素肥料で二百三十九万、約二百四十万に近い数字も上つてゐるわけでありまして、まあその通りとは行かないといたしまして、二百万トン以上の需要というものは現状において考えられるのではなからうかと考えられます。それに対して供給は国内で百八十万から百八十五万トン、そこで今申しました十萬トンの余りのものを持越しまして、来肥料年度全体といたしましては需給が辛うじて合ふか、或いは有効需要の關係によりましては更にそれが足りないかというふうな、需給状態がすれ／＼というところにあるのではなからうかと想像されるわけであり

ます。そこで来肥料年度におきます輸入肥料の關係でございしますが、これは現在安定本部におきまして、日本側といたしましては、こういう需給事情で国内増産を更にやれば、外国の製品を輸入する必要はないという考え方で以て、計画いたしております。と同時に、我々折衝の過程におきまして、来年度のガリオア資金も減少するというふうな關係で、アメリカ本国におきましても、日本向の硝安工場として軍需転換工場も本年度においては閉鎖するといふふうな話もありまして、先方におきまして、今のところ硝安等の日本に対する輸入を考慮をいたしておらないといふふうな状態でございます。ので、来肥料年度におきましては、この硝安の輸入等は考えられないといふふうに考へてゐるわけでありまして、同時に硝酸肥料につきましては、これは本年度の計画が大体百四十五万トンの供給計画でございましたが、昨年までは硝酸の輸入が多少遅れましたために、四万トンの減産になつております。併しその後硝酸の買付計画が進捗いたし、又入荷も増加いたしましたので、大体当初の予定計画について、この供給を確保できるのではないかと

いふふうに考へております。明年度におきましても硝酸肥料の原料であります硝酸石につきましては、ガリオア或いはコンマーシャル・フランドで以て輸入をいたしたいといふふうに考へております。加里肥料につきましては、輸入が減少いたしまして、当初の配当計画でございします三十三万トンの配当計画をいたしたのであります。輸入状況がどうも思わしくないもので、この計画は多少減少するのではないかと

いふふうに考へておられます。目下輸入につきましてこれを促進すべくいろいろ手を打つておるといふのが、大抵の現状でございします。大体本年度の需給につきまして極く概略数字的に御説明申し上げました。委員長(楠見義男君) ちよつと速記を止めて。

午後二時三十分速記中止

午後四時三十分速記開始

○委員長(楠見義男君) 速記を始め。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後四時三十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君

理事 羽生 三七君

池田宇右衛門君

藤野 繁雄君

委員

門田 定藏君

北村 一男君

柴田 政次君

鈴木 順一君

加賀 操君

徳川 宗敬君

山崎 恒君

岡村文四郎君

政府委員

農林政務次官 坂本 實君

農林事務官 藤田 巖君

(農政局長)

経済安定事務局 前谷 重夫君

(生産局次長)

三月十日日本委員会に左の事件を付託された。

一、林道開設事業費国庫補助増額に関する請願(第一一〇七号)

一、洲の谷川かんがい用砂防工事施行に関する請願(第一一四一号)

一、供出制度改善に関する請願(第一一四六号)

一、蘭並びに生糸価格安定制度設定の請願(第一一四八号)

一、肥料配給公団廃止等に関する請願(第一一四九号)

一、胡麻高原開拓地土地改良事業費国庫補助に関する請願(第一一五四号)

一、国有牧野解放に関する請願(第一一七一号)

一、篠津原野開発促進に関する請願(第一一九二号)

一、地方競馬の控除率改正に関する陳情(第二二四号)

第二一〇七号 昭和二十五年二月二十四日受理
林道開設事業費國庫補助増額に関する請願
請願者 奈良県議會議長 辻本 正律

紹介議員 新谷寅三郎君
奈良県下の森林資源は戦時、戦後を通じて行われた無計画な林業政策の結果、ほとんど減耗し盡され、次第に奥地林開拓の必要性が増大しているが、山村不況の対策として林道網の拡充が必要であるから、林道開設事業費國庫補助を大幅に増額せられたいとの請願。

第一一四一号 昭和二十五年二月十五日受理
洲の谷川かんがい用砂防工事施行に関する請願
請願者 兵庫県津名郡浅野村長 岡部善三郎

紹介議員 赤木 正雄君
兵庫津名郡浅野村は水源地位等がないため、かん水をくわむことが多く、かん水、用水を豊富にしてかんがいの便を計る目的をもつて洲の谷川に砂防工事を施行されたいとの請願。

第一一四六号 昭和二十五年二月十七日受理
供出制度改善に関する請願
請願者 埼玉県浦和市仲町二ノ九 埼玉県指導農業協同組合連合会長 武正 総一郎外二十八名

紹介議員 小林 英三君 天田 勝正君 原 虎一君

政府は、現行の不合理な供出制度を是正しないばかりでなく、さらに食糧確保臨時措置法の一部改正による追加供出の法制化が国会において審議未了となるやボツダム政令の形式を強行した。この処置は、事前割当の趣旨に反するばかりでなく、耕地農民の生産意欲を減退し、農家経済の危機を増大するから、食糧の確保および供出の効率化を図るため、(一)追加供出を法制化すること、(二)供出割当を公平化を図ること、(三)総合供出制度を確立すること等供出制度を全面的に改正せられたいとの請願。

第一一四八号 昭和二十五年二月十七日受理
蕪ならびに生糸価格安定制度設定の請願
請願者 埼玉県浦和市仲町二ノ九 埼玉県指導農業協同組合連合会長 武正 総一郎外二十八名

紹介議員 小林 英三君 天田 勝正君 原 虎一君
蚕糸の統制撤廃後、蕪価格は、春蚕期においては四千三百掛、秋蚕期において一万二千掛以上に達する異常価格を出現し、蕪価の変動は極めていちじるしく、養蚕業経営者を不安に陥れているから、蚕糸業の恒久的安定と経営の合理化を図るため、蕪ならびに生糸価格安定制度を確立せられたいとの請願。

第一一四九号 昭和二十五年二月十七日受理
肥料配給公団廃止等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市仲町二ノ九 埼玉県指導農業協同組合連合会長 武正 総一郎外二十八名
紹介議員 小林 英三君 天田 勝正君 原 虎一君

肥料産業は、多額の価格差補給金の支給と諸資材の優先配給等の諸施策によつて、いちじるしく復興し、公団法式に基づく官僚的配給統制の機関は、存在の必要がなくなつたから、農民の意志を自由に反映できる民主的配給機構を確立するため、(一)肥料配給公団を廃止すること、(二)配給業務は指定取扱業者に行わせること、(三)価格統制を継続し肥料別に一本建価格を設けること、(四)配給割当を地域的消費実態に即応するよう改善する等の処置を講ぜられたいとの請願。

第一一五四号 昭和二十五年二月十七日受理
胡麻高原開拓地土地改良事業費國庫補助に関する請願
請願者 京都府船井郡胡麻郷村 宇胡麻村胡麻高原開拓農業協同組合長 松岡勇 中野 重治君

京都府胡麻高原開拓地は、旧農地開発営団当時貯水池築造により七十五町歩を開田工事中資金難のため中止となり、戦後いまだに復興せず耕地は荒廃に帰し、開拓民には営農資金等の助成もなく、生活は困窮し、緊急開拓事業も崩壊せんとする現況であるから、胡麻高原開拓地土地改良事業費を國庫補助せられたいとの請願。

第一一七一号 昭和二十五年二月十七日受理

国有牧野解放に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一岩 手県国有牧野解放審議委員会内 阿部千一外 三万五千九百五十一名
紹介議員 川村 松助君

岩手県下における牧野解放の目的は、県下の特殊事情に即応し、有畜農業を基盤とした農業生産の増進と農民の経済的、社会的地位の向上と安定を図り、また周期的冷害対策を加味した恒久的な農業安定策を樹立するところにあるが、国有牧野の解放は既に相当の成果を収めているが、国有牧野は総面積約八万町歩の内貸付牧野として三万四千町歩が所屬予定地とされているに過ぎないから、本県の畜産振興五箇年計画に即応する牧野計画遂行のため、残余部分のすみやかな解放を促進せられたいとの請願。

第一一九二号 昭和二十五年二月十八日受理
篠津原野開発促進に関する請願
請願者 北海道札幌郡江別町長 古田島藤平外七十八名
紹介議員 堀 末治君

北海道石狩郡当別町、新篠津村、札幌郡江別町、樺戸郡月形村の四箇町村にわたる一万七千余町歩の篠津原野は、明治三十一年開さくせられた篠津運河が不成功に終つたため、今日まで未開発のまま放置されているから、地方産業開発のために、既存運河を開さくして本原野の開発を促進せられたいとの請願。

第二二四号 昭和二十五年二月二十七日受理

地方競馬の控除率改正に関する陳情
陳情者 三重県議會議長 石原鍋治
地方競馬の勝馬投票による売得金の控除率は百分の二十九、競輪は百分の二十五で控除率に差があるため、一般ファンが控除率の少い競輪に吸収され、地方競馬は衰えていく傾向にあるから、すみやかに同率とするよう法の改正を行われたいとの陳情。

三月十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項を次のように改め、同條第三項中「各年の年賦金のうち元金に相当する部分の合計額が貸付金の額を、各年に償還した年賦金の合計額が前條第一項本文の規定による年賦金の合計額」に、「相当する貸付金」を「相当する部分」に改め、同條第五項を削る。

前條の規定による年賦金の支拂時期において、経済情勢が第一條の規定による貸付をした時に比し変動したため、開拓者の支拂能力が一般的に著しく増減しているときは、政府は、命令の定めるところにより、その増減に応じて、その年に支拂うべき年賦金額を増額し、又は減額することができる。

但し、各年に支拂うべき貸付金の年賦金額は、当初の貸付金の額を償還期間の年数で除した額を下ることができない。

第六條第一項中「第二号から第四号まで」を「第三号若しくは第四号」に改め、同條第三項を削る。

第七條を削り、第八條を第七條とし、同條に次の一項を加える。

前二項に規定するものの外、都道府県開拓審議会に關して必要な事項は、政令でこれを定める。
第九條を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に開拓者資金融通法第一條の規定により貸し付けられている資金の償還については、改正後の同法の規定による。

昭和二十五年三月三十一日印刷

昭和二十五年四月一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所